

暮らしの中の心配ごとや困りごとなどを、 くらしの相談員に相談してみませんか？

くらしの相談員は、皆さんが地域において生活する上で抱える様々な「悩み、心配ごと」についての相談を受け付けています。また、消費生活、虐待、配偶者による暴力などの相談もお受けします。今回は、児童虐待の説明とくらしの相談員の対応内容をお伝えします。

「しつけ」と「虐待」は異なります。「しつけ」は子どもへの愛情を基に、子どもの心身の健やかで望ましい成長発達人格形成のためになされるものです。しかし、「虐待」は子どもの心身の成長や発達及び

「しつけ」と「虐待」の違い【親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断する】

子どもの「保護者」が対象「保護者」とは「子どもを現に監護している者」を言います。場合によっては、祖父母や叔父・叔母も保護者となることがあります。また、離婚した親権・監護権を有しない親や同居していても頻繁に出入りしている親のパートナーなども、子どもにとって「保護者」に等しい存在である場合は対象となります。

児童虐待とは 児童虐待とは、子どもに対し身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことを言います。また、児童虐待とは、保護者が「しつけだから」「子どものためを思つて」などと、保護者の意図で判断されるものではありません。子どもや保護者の状況、生活環境などから総合的に判断されます。

人格形成に好ましくない影響を及ぼすものであり、愛情とはかけ離れた子どもの人権を無視した不適切・不当な行為で繰り返し、継続して行われる行為をいいます。また、児童虐待は、不適切な養育態度の延長上にあるもので、多くの場合、虐待をしている親は、自分の行為を「しつけ」だと主張します。実際問題として「しつけ」と「虐待」の違いを明確にする事は難しい問題ですが、重要なポイントとしては、親が「しつけ」だと思つていても、その行為が子どもの心身を傷つけるものであるれば「虐待」であるという事です。つまり、「しつけ」と「虐待」の違いは、親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断されるものなのです。

児童虐待は人権侵害です

～子どもを虐待から守るために～

児童虐待の防止等に関する法律では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない（児童虐待の禁止）」と規定されています。

また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所のなどの関係機関に通告することが義務付けられています。

次のようなことに気づいたら虐待行為の疑いがありますので、通告することが必要となります。

- ◆近所からたたく音や叫び声が聞こえる
- ◆不自然な傷が多い子どもがいる
- ◆衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる
- ◆小さな子どもをおいて頻繁に外出している
- ◆車内に子どもが放置されている など

通告者のプライバシーは法律で保護されています。その気づきによって大切な命が守られることがあるかもしれませんので、見つけたときは勇気を出して最寄りの児童相談所、市町村、福祉事務所（総合振興局及び振興局）、民生委員・児童委員、主任児童委員に早めにご連絡ください。

なお、児童相談所では、専門の職員が調査、指導を行い、必要な場合は子どもを児童相談所や施設などで緊急に保護します。

問合せ 室蘭児童相談所 ☎ 0143 - 44 - 4152 ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570 - 064 - 000

